

東村山市地域防災計画修正案に対する東京都意見と市の対応について

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄
意見 1	資料	51	51	その他 文教施設 養護学校 ⇒ 特別支援学校	教育庁	ご意見どおり修正します。
意見 2	総則	30	30	第1編 総則編 第1部 総則 第5章 風水害想定 第1節 気象と既往災害 原 文:令和3年4月に豪雨対策基本方針に基づく… 修正案:令和3年4月に東京都豪雨対策基本方針に基づく…	都市整備局	ご意見どおり修正します。
意見 3	第一章四節 1	44	46	都施行路線を「促進する」、市施行路線を「推進する」と表記してください。	都市整備局	ご意見どおり修正します。
意見 4	第一章四節 1	45	47	都市計画道路分布図の「都市計画道路(概成)」に整備済みの街路が含まれているため、凡例を修正願います。	都市整備局	ご意見どおり修正します。 (「概成」を「概成・整備済み」に修正します。)
意見 5	風水害	283	251	第3編 風水害 第1部 災害予防計画 第1章 総合治水対策計画 ①第1章の中で、市が実施する総合治水対策を記載いただいておりますが、東村山市にかかる流域のうち、柳瀬川流域は東京都豪雨対策基本方針における対策強化流域に令和3年4月より指定されております。対策を強化して進めておりますので、こちらについても記載いただくのはいかがでしょうか。(以下の【参考】をご参照ください) ②また、「第3節 流域対策」にて具体的な市の取り組みを記載いただいておりますが、「宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱」により、公共・民間それぞれ進めていただいているかとは思いますが、「公共」への対策を進めていることが見えづらいように思われます。「公共・民間・個人」それぞれ対策を進めていることが分かるような記載にさせていただくのはいかがでしょうか。 【参考】 都は、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針(改定)を策定しており、目標とする降雨を年超過確率1/20(多摩部では時間65ミリ)と設定し、流域別に長期見通しを設定しています。 一般流域(対策強化流域以外) ①時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止、②年超過確率1/20規模の降雨に対し床上浸水等を防止、③目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保 対策強化流域(東村山市がかかる流域では柳瀬川流域が今年度新たに指定されました。) ①年超過確率1/20規模の降雨までは浸水被害を防止、②目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保 ※いずれの流域も、流域対策により、時間10ミリ降雨相当分の雨水流出抑制を実施することとしており、公共・民間で取り組んでいます。	都市整備局	ご意見どおり修正します。 (次のとおり修正します。) 「第3節 流域対策」 市は、東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則により、個人の建築物において雨水浸透施設(浸透枮、浸透トレンチ等)及び雨水貯留槽の設置を、また、東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱等により、民間や個人の宅地開発や建築物の建築、公共施設等の整備において雨水浸透施設(浸透枮、浸透トレンチ等)の設置を推進する。 また、公共及び民間の公園、緑地、農地、雨水調整池等の整備、保存等を推進し、流域全体の雨水浸透、貯留能力を強化する。」 さらに、東京都豪雨対策基本方針(平成26年6月改定)に基づき、目標とする降雨(年超過確率1/20、時間雨量65mm)を基準として流域別に次の対策を推進する。 1 対策強化流域(柳瀬川流域) ①年超過確率1/20規模の降雨までは浸水被害を防止 ②目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保 2 一般流域(柳瀬川流域以外) ①時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ②年超過確率1/20規模の降雨に対し床上浸水等を防止 ③目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保 3 すべての流域 時間雨量10mm相当分の雨水流出抑制(公共・民間の取組)

東村山市地域防災計画修正案に対する東京都意見と市の対応について

編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄	
意見 5 (再意見)	-	-	<p>・追記していただきました、「東京都豪雨対策基本方針」の目標降雨や対策強化流域の内容は、流域対策のみに限らず、河川整備や下水道整備と合わせて目標の達成を目指しております。そのため、第3節の中ではなく、第1章に位置付けるのはいかがでしょうか。</p> <p>また、「1 対策強化流域(柳瀬川)」と「2 一般流域(柳瀬川流域以外)」で記載いただいた内容は目標とする水準、「3 すべての流域」として記載いただいた内容は目標達成のための手段のため、1～3並列ではなく分けた方がよろしいかと思えます。そのため、次のような修正はいかがでしょうか。(赤文字：都加筆、青文字：対応いただいた内容原文)</p> <p>「第1章 総合治水対策計画 東京都豪雨対策基本方針(平成26年6月改定)に基づき、目標とする降雨(年超過確率1/20、時間雨量65mm)を基準として流域別に次の水準を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を推進する。 1 対策強化流域(柳瀬川流域) ①年超過確率1/20規模の降雨までは浸水被害を防止 ②目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保 2 一般流域(柳瀬川流域以外) ①時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ②年超過確率1/20規模の降雨に対し床上浸水等を防止 ③目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保</p> <p>「第3節 流域対策 市は、東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則により、個人の建築物において雨水浸透施設(浸透樹、浸透トレンチ等)及び雨水貯留槽の設置を、また、東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱等により、民間や個人の宅地開発や建築物の建築、公共施設等の整備において雨水浸透施設(浸透樹、浸透トレンチ等)の設置を推進する。 また、公共及び民間の公園、緑地、農地、雨水調整池等の整備、保存等を推進し、流域全体の雨水浸透、貯留能力を強化する。」 なお、東京都豪雨対策基本方針(平成26年6月改定)においては、都内全域(すべての流域)において、時間雨量10mm相当分の雨水流出抑制の達成を目標としている。</p>	-	ご意見どおり修正します。	
意見 6	風水害	283	251	<p>第3編 風水害 第1部 災害予防計画 第1章 総合治水対策計画</p> <p>雨水流出抑制施設には、「雨水浸透施設」のほかにも「貯留施設」や「雨水貯留浸透施設」などもございます。「雨水浸透施設」以外の「雨水貯留」機能なども対策として進めていただいていたらいच्छायましたら、その旨がわかるような記載にさせていただくのはいかがでしょうか。</p>	都市整備局	ご意見どおり修正します。(上記のとおり「雨水貯留施設」を追記します。)
意見 7	風水害	283	251	<p>第3編 風水害 第1部 災害予防計画 第1章 総合治水対策計画 第2節 下水道の整備計画</p> <p>原文:都市水害を防止するために… 修正案:都市型水害を防止するために…</p>	都市整備局	ご意見どおり修正します。
意見 8	風水害	283	251	<p>第3編 風水害 第1部 災害予防計画 第1章 総合治水対策計画 第3節 流域対策</p> <p>原文:公園、緑地、農地、雨水調整池等の保存等を推進し、流域全体の雨水浸透、貯留能力を強化する。 →強化のために、保存以外にも進めていることがあれば、それが分かるような記載にはいかがでしょうか。</p>	都市整備局	公園、緑地、農地、雨水調整池等については保存のほかに整備を行っていることから「整備」を追記します(意見5の回答参照)。
意見 9	風水害	283	251	<p>第3編 風水害 第1部 災害予防計画 第1章 総合治水対策計画 第3節 流域対策</p> <p>原文:市は、雨水浸透施設設置助成制度、宅地開発及び建築物の… →ホームページを拝見しましたところ、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」による制度と思われます。名称のご確認をお願いします。</p>	都市整備局	ご意見どおり修正します(意見5の回答参照)。 (市は、東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則により、…東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱等により、…)

東村山市地域防災計画修正案に対する東京都意見と市の対応について

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
意見 10	第2編 震災編 第1部 災害予防計画 第2章 施設構造物等の安全化 第2節 ライフライン施設の安全化	48	50	2 下水道施設*(市まちづくり部・防災安全部・教育部) (2) 震災対策 ア 早期復旧データ体制づくり (イ) 下水道復旧体制のシステムづくり 東京都や下水道関連業者と復旧体制のシステム化を検討する。 (意見) ・下線部について、「復旧体制のシステム」とはどのようなものを想定しているのでしょうか?もし本項目が、東京都下水道局、貴市、他市町村、民間事業者等が連携して取り組んでいる、災害時の復旧支援体制の整備・充実(協定締結、訓練等)を指すのであれば、下記の表現に変更してはどうでしょうか。 ア 早期復旧体制づくり (イ) 下水道復旧支援体制の整備・充実 東京都や下水道関連業者等と復旧支援体制の整備・充実を検討する。	下水道局	ご意見どおり修正します。 (担当課に確認し、ご指摘のとりの想定であるため、例示どおり修正します。)
意見 11	第3編 風水害編 第1部 災害予防計画 第2節 下水道の整備計画	283	251	都市水害を防止するために、雨水管渠及び雨水浸透施設(浸透樹、浸透トレンチ等の整備を進める等、雨水整備面積(令和2年度 約 115 ha)を拡大し、河川への流入量の緩和を図る。 (理由) ・雨水浸透施設の整備だけでなく、雨水管の整備についても記載してはどうか。(今後の整備予定の有無等は貴市所管部署に確認願いたい)。	下水道局	ご意見どおり修正します(東村山市下水道プラン 2020より)。
意見 12	第2編 震災編 第1部 災害予防計画 第2章 施設構造物等の安全化 第2節 ライフライン施設の安全化 1 水道施設(都水道局)	46	48	【原文】 1 水道施設(都水道局) 都は、「東京水道経営プラン2021」(令和3年3月)等に基づき、水道施設の安全対策を実施する。 【意見】 下線部に誤記があります。正しくは「安全対策を」	水道局	ご意見どおり修正します。
意見 13	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第4章 相互応援協力・派遣要請 第1節 相互応援協力 3 防災関係機関との協力	119	114	【原文】 避難所における応急給水栓*の設置及び使用に関する覚書 (平成30年9月6日締結) 協定の内容 応急給水栓の設置工事及び維持管理 【意見】 下線部「協定の内容 応急給水栓の設置工事及び維持管理」とありますが、覚書第1条(目的)では、「この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備(以下「応急給水栓」という。)の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。」とあり、発災時の使用に関する事項も重要な箇所になります。協定の内容説明を「応急給水栓の設置、維持管理及び使用」としてはいかがでしょうか。	水道局	ご意見どおり修正します。
意見 14	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第1章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1節 飲料水等の供給 1 応急給水の方法	170、171	164	【意見】 「応急給水資器材」「応急給水用資機材」という表現が何か所か出てきますが、都地域防災計画、水道局の計画では「応急給水用資器材」という表現を用いております。※資料編「9 生活支援、9-1 給水」(資料-42頁)の表題にも「応急給水用資機材」の記述があります	水道局	ご意見どおり修正します。 (「応急給水用資器材」で統一します。)
意見 15	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第1章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1節 飲料水等の供給 1 応急給水の方法	170	163	【原文】 「避難所では、避難所要員とともに、応急給水栓を活用した給水活動を行う。」 【意見】 指定された消火栓等を活用した応急給水についても言及されてはいかがでしょうか。(修正例)「避難所では…応急給水栓及び避難所付近の消火栓等を活用した給水活動を行う。」	水道局	ご意見どおり修正します。 (避難所付近の消火栓等を活用して参ります。)
意見 16	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第1章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1節 飲料水等の供給 1 応急給水の方法	170	163	【原文】 「応急給水の役割」の表中の「都水道局 (1) 給水拠点【東村山浄水場、八坂給水所、美住給水所、市立東村山運動公園(応急給水槽)、市立秋津小学校(応急給水槽)】の応急給水資器材の設置」 【意見】 応急給水槽における応急給水用資器材の設置は市の役割になりますので、下線部は削除していただいたほうが良いかと思います。	水道局	ご意見どおり削除します。

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄																																							
意見 17	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第17章 ライフライン施設の応急・復旧対策 第1節 水道施設	196	188	【原文】 第1節 水道施設 水道施設は、都水道局が実施する。震災時の活動方針は、次のとおりである。 【意見】 「水道施設は、都水道局が実施する。」では分かりづらいと思います。正確には「水道施設の応急・復旧対策は、都水道局が実施する。」等の表現になるのではないのでしょうか。	水道局	ご意見どおり追記します。																																							
意見 18	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第17章 ライフライン施設の応急・復旧対策 第1節 水道施設 1 震災時の活動態勢	196	188	【原文】 (2) 職員体制 「水道局震災応急対策計画に基づく非常配備態勢をとり、あらかじめ指定された応急対策活動に従事する。」 【意見】 計画の正式名称は「水道局震災等応急対策計画」です。	水道局	ご意見どおり追記します。																																							
意見 19	資料編 9 生活支援 9-1 給水	資料-42	資料-43	以下のとおり修正をお願いします。 応急給水用資器材 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">応急給水栓 (基)</th> <th colspan="3">ホース</th> <th rowspan="2">エンジンポンプ (台)</th> </tr> <tr> <th>5m</th> <th>+5-15m</th> <th>20m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八坂給水所</td> <td>5</td> <td>+6</td> <td>0</td> <td>+4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東村山浄水場</td> <td>5</td> <td>+0</td> <td>0</td> <td>+4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>美住給水所</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東村山市運動公園</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>+5-0</td> <td>+0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>27</td> <td>6</td> <td>+5-0</td> <td>+0-8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (15mの部分は全角を半角にしています。)	施設名	応急給水栓 (基)	ホース			エンジンポンプ (台)	5m	+5-15m	20m	八坂給水所	5	+6	0	+4	2	東村山浄水場	5	+0	0	+4	0	美住給水所	0	0	0	0	0	東村山市運動公園	17	0	+5-0	+0	1	合 計	27	6	+5-0	+0-8	3	水道局	ご意見どおり修正します。
施設名	応急給水栓 (基)	ホース					エンジンポンプ (台)																																						
		5m	+5-15m	20m																																									
八坂給水所	5	+6	0	+4	2																																								
東村山浄水場	5	+0	0	+4	0																																								
美住給水所	0	0	0	0	0																																								
東村山市運動公園	17	0	+5-0	+0	1																																								
合 計	27	6	+5-0	+0-8	3																																								
意見 20	第2編震災編 第1部災害予防計画 第4章防災行動力の向上	P64~	65	防災訓練・教育に「女性の参画を促すこと」旨の記述を入れることを検討願いたい。 補足：東京都の地域防災計画の防災教育のページに(震災編p74)『防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。』という記述が入っているので、こういった主旨の文言を入れることを検討していただきたい。	生活文化局	ご意見どおり追記します。 「第1節 基本的考え方 震災時には、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神を实践し、初期消火や救出救護を行うためには、日頃から市民・事業所等の防災行動力の向上を図る必要がある。 また、市をはじめ各防災関係機関は、公助の役割を果たすため、自らの災害対応力の向上に努めるとともに、市民・事業所等の防災能力の向上及び防災意識の高揚を図るため、広報・教育を行い訓練の充実を図る。 なお、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育に努める。」																																							
意見 21	第2編震災編 第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震対策） 第4章 警戒宣言時の応急活動体制 第6節 学校、病院、福祉施設対策	251	233	第6節 1. 学校 の直後について、(幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校)と記載がありますが、東村山市内には、特別支援学校と各種学校は無いはずですが。 また、認定こども園が設置されておりますので代わりにそちらを加えてはいかがでしょうか。	生活文化局	ご指摘どおり、市内には特別支援学校と各種学校はございませんので記載を削除します。 「学校(幼稚園、小・中学校、高等学校)とします。」 なお、認定こども園については、学校という位置づけではなく、P.253に記載の、3 社会福祉施設等の(3)に記載している保育所と同様の対応を想定しております。																																							
意見 22	第2編 震災編 第1部 災害予防計画 第4章 防災力行動力の向上 第2節 市民等の防災意識の啓発	65	66	東京都地域防災計画には、自助による都民の防災力向上のための区市町村の対策内容として、「動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施」と記載しています。 東京都地域防災計画 震災編 第2部 第2章 第5節 1-2 防災意識の啓発を参考に、記載をご検討ください。	福祉保健局	ご意見どおり追記します。 (広報内容の表の災害時のために周知しておくべき内容に、「動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主の心構え」を追記します。)																																							
意見 23	第2編震災編 第1部災害予防計画 第5章 要配慮者・帰宅困難者の安全確保 第1節 地域における安全確保	74	75	令和3年5月の災害対策基本法改正及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定を踏まえ、個別避難計画に係る地域防災計画において定める事項(前記指針P64)についての記載をご検討ください。 区において、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めている場合は、そちらの見直しによる対応でも差し支えありません。	福祉保健局	ご意見の後段のとおり、当市では東村山市避難行動要支援者支援全体計画(災害時要援護者支援全体計画)を定めており(76ページに記載)、個別避難計画については、当該全体計画の改訂に今後取り組んでいく中で、作成の優先対象等も検討していく予定です。																																							
意見 24	震災編 災害応急・復旧対策計画 2部 10章 5節	165	158	2(1)「東京精神科病院協会」 →「東京精神科病院協会等」 としていただきたいです。(都の防災計画及び他市の防災計画に合わせる)	福祉保健局	ご意見どおり修正します。																																							

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄
意見 2 5	震災編 災害応急・復旧対策計画	165～166	159	「3 透析患者等への対応」の「透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図」については、都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」を参考に作成いただいておりますが、令和3年5月にマニュアルの改訂を行いました。そのため改訂後のマニュアルに沿った修正をお願いできますでしょうか。 なお、「災害時における透析医療活動マニュアル（令和3年5月改訂）」については、以下のアドレスに掲載しております。 → https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/saigai_touseki.html	福祉保健局	ご意見どおり系統図を差し替えます。なお、下記のとおり本文を修正します。 「3 透析患者等への対応 (1) 透析患者への対応 <中略> ア 災対健康福祉部救護班は、災害時における透析医療活動マニュアル（東京都作成）を踏まえ、透析医療機関の被災情報等の確認に努め、二次保健医療圏医療対策拠点と情報共有する。 また、災害相談窓口、広報紙等で被災者に医療情報を伝達する。 イ 災対健康福祉部救護班は、支援要請に応じ、水、電気、燃料、食料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。 <図略：改訂マニュアルの図に合わせて修正> 「災害時の透析医療情報連絡系統図」
意見 2 6	第2編 震災編 第2部 災害応急・復旧対策計画 第10章 医療救護等 第6節 保健衛生及び動物愛護 6 動物愛護	168	161	6行目「なお、感染症拡大防止等のため、避難所のペット受け入れを停止する場合があります。」について、感染症拡大防止とペット受け入れ停止の因果関係が不明であり、ペットから感染症がうつると誤解される恐れがあるため、理由をご記載ください。 また、可能な限り避難所でのペットの受け入れが行われるよう検討してください。	福祉保健局	ご指摘のような、ペットから人への感染を示唆しているわけではございませんが、厚生労働省が公表している「動物を飼育する方向けQ & A（新型コロナウイルス感染症）」において、海外では新型コロナウイルスに感染したヒトからイヌ、ネコが感染したと考えられる事例が数例報告されていることなどから、次の記載に変更するとともに、記載自体を第6項末に注釈として掲載いたします。 「※ただし、感染症のまん延期においては、ペット同士の感染の可能性が否定できないことから、ペット受け入れを停止する場合があります。」 なお、 第6節 避難 第3節 避難所の開設・運営 1 避難所の開設（1）開設 避難所開設の手順表の下段に、 「開設した避難所に、動物の飼育場所を避難所施設に応じて確保する（東京都地域防災計画P.506ウ避難所における動物の適正な飼育参照）」 を追記します。
意見 2 7	第2編 震災編 2部19章5節	207	198	【見え消しで修正いたします】 2 義援金配分委員会の設置 なお、都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者から選出された委員で構成される。	福祉保健局	ご意見どおり修正します。
意見 2 8	資料編	資料-27	資料-28	毒物劇物業者及び業務上取扱者（多摩小平地区）の施設数別添参照してください	福祉保健局	ご意見どおり修正します。
意見 2 9	第2部 災害応急・復旧対策計画	153	146	新所沢街道が「都指定緊急輸送道路」のラインが引かれていない。 ※別添資料の赤丸の部分で、多摩北部医療センターの通りです。	建設局 道路管理部	ご意見どおり追記します。
意見 3 0	震災編 第1部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 都市空間の確保 4 オープンスペースの確保等	44	46	事前に用途を定めるオープンスペースの各場所について「都立」の用語使用について統一されたい。	建設局 公園緑地部	ご意見どおり修正します。 （「都立八国山緑地」「都立小平霊園」に修正）
意見 3 1	震災編 第1部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 都市空間の確保 4 オープンスペースの確保等	44	46	エ 応急仮設住宅建設予定地等に「都立狭山公園（予定）」の記載があるが、公園管理者への協議等がなされていないため削除されたい。	建設局 公園緑地部	ご意見どおり削除します。 （今後、必要に応じて協議し、利用許可が得られた場合に記載を検討します。）
意見 3 2	震災編 第1部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 都市空間の確保 4 オープンスペースの確保等	44	46	オ 遺体安置所に「小平霊園」の記載があるが、遺体収容所の条件に適合する安置スペースはないため、削除または表現修正されたい。（下記p178意見も参照） 参考 H18年度作成の小平霊園震災時利用計画には「一時の遺体安置所」の記載があるが、その後の地域防災計画修正により、遺体収容所の条件が明示され、小平霊園の実態が条件不適合となっている。	建設局 公園緑地部	ご意見どおり削除します。

東村山市地域防災計画修正案に対する東京都意見と市の対応について

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄
意見 3 3	震災編 第 2 部 災害応急・復旧対策計画 第 1 3 章 遺体の取扱い 第 1 節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等 1 搜索・収容等	178	171	(4) 遺体収容所の設置に「小平霊園」の記載があるが、遺体収容所の条件に適合するスペースはないため、記載削除または、市が条件に適合する仮設建築物等を設置する旨を明示されたい。 参考 H18年度作成の小平霊園震災時利用計画には「一時の遺体安置所」の記載があるが芝生広場であり、遺体収容所の条件に不適合となっている。	建設局 公園緑地部	同上
意見 3 4	資料編 9 生活支援 9-5 応急仮設住宅	資料-46	資料-46	応急仮設住宅建設候補地の「東村山中央公園」の敷地面積が、貴市との協議により策定した東村山中央公園震災時利用計画と不整合のため修正されたい。	建設局 公園緑地部	ご意見どおり修正します。 (東村山中央公園震災時利用計画により、4, 0 0 0 m ² とします。)
意見 3 5	震災編 災害予防計画 第 5 章 要配慮者・帰宅困難者の安全確保 第 2 節 帰宅困難者対策	79	80	【原文①】 《帰宅困難者対策における事業所・学校等の「組織対応原則」》 (4) 徒歩帰宅訓練を実施しておく。 ※都立学校、ガソリンスタンド等に設置される災害時帰宅支援ステーション*（水、トイレ、休憩スペース、情報等を提供）の分布を周知しておく。 【都意見①】 以下、下線部のとおり追記をお願いします。 ※都立学校、ガソリンスタンド等に設置される災害時帰宅支援ステーション*（水道水、トイレ、休憩スペース、情報等を可能な範囲で提供）の位置分布を確認周知しておく。 【原文②】 表中「市」 「(5)市内の事業者等との災害時帰宅支援ステーションの協定及び市民・事業者等への周知」 【都意見②】 記載内容がわかりにくいので、表現の修正をお願いします。 災害時帰宅支援ステーションについては、下記ホームページにより制度の確認ができます。 九都県市防災危機管理対策委員会 http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/comehome.html (抜粋)九都県市では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどの店舗と徒歩帰宅者支援のための協定を締結しています。店舗では、トイレ、水道水、道路交通情報など、可能な範囲で徒歩帰宅の支援に協力していただけます。	総務局 総合防災部 防災対策課 広域連携担当	①ご意見どおり修正します。 ②ご意見どおり修正します。 「(5)市内の事業者等との災害時帰宅支援ステーションの協定の締結及び市民・事業者等への災害時帰宅支援ステーションの所在及び災害時の支援内容の確認」
意見 3 5 (再意見)	-	-	-	【都意見】 「災害時帰宅支援ステーションの位置、及び災害時帰宅支援ステーションにおいて提供される支援内容について、市民・事業者等へ周知」 ①市の地域防災計画という前提条件がありますので、「市内事業者等との」という記載を取っていいのではないのでしょうか。 ②協定を結んでいることと、ステーションの位置の周知については、まとめてシンプルにしてよいのではないのでしょうか。 ③「提供される支援内容」がどこで(災害時帰宅支援ステーションにおいて)提供されるものかを補記しました。	-	①ご意見どおり修正します。
意見 3 6	震災編 災害応急・復旧対策計画 第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	170~	166・167	○第11章については、都の地域防災計画を参照いただき、国・都からのプッシュ型支援、ブル型支援がなされる場合があること、それに関する対応が必要となること等の追記を御検討ください。	総務局総合防災部	ご意見どおり追記します。(p174を次のように記載) 「(2) 救援物資の受け入れ 災対市民部物資調達班は地域内輸送拠点を開設し、救援物資を受け入れる。受け入れた物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。 なお、市からの要請を待たずに都がプッシュ型支援を行うことを想定し、市は地域内輸送拠点の開設などの受入体制を速やかに確保する。あわせて、地域内輸送拠点については、民間倉庫の活用等による代替拠点の確保に努める。」
意見 3 7	震災編 災害応急・復旧対策計画 第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 4 節 救援物資等の受け入れ・管理 2 物資等の受け入れ	173・174	166	○都の地域防災計画を参照いただき、地域内輸送拠点の代替できる拠点の確保、民間倉庫等の活用等を付記する等、物資拠点が利用できないときに備えた記載を検討いただけますと幸いです。	総務局総合防災部	ご意見を踏まえて追記します。 (上記参照「なお、地域内輸送拠点については、民間倉庫の活用等による代替拠点の確保に努める。」の追記)

東村山市地域防災計画修正案に対する東京都意見と市の対応について

	編・項目	前回頁	今回頁	東京都意見	都担当局（庁）	区市町村対応欄
意見 38	第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 2 節 食料の供給 2 食料の配布 他	172	165	○輸送方法について、公用車の利用はなされないのでしょうか。協定事業者による輸送を確保できない場合も想定されます。都の地域防災計画では、都所有の公用車、不足する分を協定事業者から調達する流れとしておりますので、参考にしていただければと思います。 ○緊急通行車両証に関する記載についても、付記を検討いただけると幸いです。	総務局総合防災部	市職員、市保有の運送車両が少ないため、これらは人命への影響が大きい業務に優先投入し、物資等の輸送は事業者に要請する考えですが、確保できない場合を想定し、次の文言を追記します。なお、緊急通行車両の事前届出については155ページに記載しています。 「なお、輸送業者等を確保できない場合は、市の保有車両等を活用して輸送する。」
意見 39	第 1 1 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 4 節 救援物資等の受け入れ・管理 1 物資等の要請	173	166	○「国の「物資調達・輸送調整システム」に、備蓄物資や地域内輸送拠点の状況を登録」と記載いただいておりますが、このシステムで利用できる範囲は、（都外の物資であっても、在庫登録でシステム利用は可能ですが）、原則、都・市との調整で利用しますので、御注意ください。 ○このシステムについては、平時からの利用方法の習熟、発災時に都への要請や物資調達、各避難所からのニーズの整理、独自調達・備蓄の在庫管理等で利用します	総務局総合防災部	ご意見を踏まえて次のとおり修正します。 「なお、都への支援要請、在庫管理等を円滑に行えるよう、国の「物資調達・輸送調整システム」に、備蓄物資や地域内輸送拠点の状況を登録しておく。」
意見 40	資料編 14 災害危険箇所 14-2 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設	資料-73	資料-72	・水防法第15条 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設）等について、指定区域の変更や施設の設置状況等を踏まえ、今後必要な更新を行ってください。	総務局 総合防災部 防災計画課 総括ライン	区域指定、施設立地の状況を継続的に確認し、情報の更新に努めます。